

# 入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称：

ベトナム国ホーチミン国家政治行政学院  
公務員研修実施能力強化支援プロジェクト  
(公共政策大学院プログラム策定支援)  
(一般競争入札 (総合評価落札方式))

(業務実施契約)

- 第1 入札内容
  - 第2 仕様書
  - 第3 技術提案書作成要領
  - 第4 経費積算に係る留意点
  - 第5 業務完了時の数量確認等について
  - 第6 契約書 (案)
- 別添様式集

平成26年1月29日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

## 第1 入札内容

本件は、コンサルタント等契約の業務実施契約における一般競争入札(総合評価落札方式)の試行案件です。本件に係る入札公示に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

なお、本業務にかかる書類の提出にあたっては「各種書類受領書」(別添様式集参照)を併せて提出して下さい。

### 1. 公示

公示日 平成25年12月25日

### 2. 契約担当役

理事 小寺 清

### 3. 競争に付する事項

#### (1) 業務名称:

ベトナム国ホーチミン国家政治行政学院公務員研修実施能力強化支援プロジェクト(公共政策大学院プログラム策定支援)  
(一般競争入札(総合評価落札方式))

#### (2) 業務内容:「第2 仕様書」のとおり

#### (3) 契約期間(予定):平成26年3月から平成28年5月

### 4. 窓口

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部 契約企画課

【担当者氏名】西馬 智子

【メールアドレス】[prtpd@jica.go.jp](mailto:prtpd@jica.go.jp) (契約企画課代表)

【電話番号】03-5226-6607 (契約企画課代表)

※なお、書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、以下の要件を全て満たす者に限ります。

#### (1) 平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、または当機構における資格審査を経て当機構の公告・公示案件への競争参加資格を有する者。

全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

#### (2) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこととします。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・ 技術提案書の提出締切日が資格停止期間中の場合、技術提案書を無効とします。

- ・ 資格停止期間中に公示され、技術提案書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、技術提案書を受付けます。
  - ・ 資格停止期間前に落札している場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
  - ・ 資格停止期間前に技術提案書の審査に合格した場合でも、入札時点において資格停止期間となる案件の技術提案書は無効とします。
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、技術提案書提出の資格がありません。
- 入札説明書及び関連資料の配布・貸与は、その配布・貸与時に、上記資格要件を確認のうえ配布・貸与します。機構から既に「整理番号」を通知されている方については、同番号を確認させていただきます。

## 6. 入札説明書に対する質問

- (1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出して下さい。
- ア. 提出期限：平成26年2月5日（水）正午まで
- イ. 提出先：上記4. 窓口
- ウ. 提出方法：電子メール、郵送又は持参
- （公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。）
- (2) 上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
- ア. 平成26年2月7日（金）までに、以下の機構ウェブサイト上に掲示します。
- 国際協力機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/index.html>）
- 「調達情報」
  - 「公告・公示情報／選定結果」
  - 「JICA 本部における公告・公示情報／選定結果」
  - 「公示・業務指示書・質問回答・評価結果・選定結果の一覧（検索システム）」
- イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

## 7. 技術提案書・入札書の提出等

- (1) 日時
- 平成25年2月14日（金）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）
- (2) 提出場所
- 上記4. 参照
- (3) 提出書類
- ア. 技術提案書（提出部数：正1部、写4部）（「第3 技術提案書作成要領」及び「別添様式第2 技術提案書作成要領に関する様式」参照）

イ. 入札書（厳封）（提出部数：正1通）（「別添様式第1 入札に関する様式」参照）

- ・ 日付は入札執行日として下さい。
- ・ 代表者および入札会出席者名それぞれの記名、捺印をお願いします。
- ・ 封筒に入れ、表に件名、社名記入、厳封のうえ提出して下さい。

ウ. 技術審査結果通知書返信用封筒（80円切手貼付）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は上記（1）の提出期間内に到着するものに限ります。）

(5) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- ア. 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- イ. 提出された技術提案書に記名、押印がないとき
- ウ. 同一提案者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- エ. 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- オ. 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。）
- カ. 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反したとき

## 8. 技術提案書の審査結果の通知

(1) 技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、平成26年2月21日（金）付までの文書をもって通知します。同2月14日（月）午前までに結果が通知されない場合は、上記4.窓口にお問い合わせ下さい。

(2) 入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。

## 9. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時：平成25年2月26日（水） 11時00分から

(2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 220会議室

(3) 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類をご準備下さい。

- ア. 技術提案書審査結果通知書（写）1通
- イ. 委任状 1通（別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
- ウ. 入札書 2通

（最大入札回数3回、「別添様式集 第1 入札に関する書式」参照。  
なお、初回分の入札書は技術提案書と共に提出。）

※ なお、入札会に引き続き、落札者と当機構調達部、主管部（産業開発・公共政策部）にて、契約条件の確認等についての打合せを行う予定ですので、予めご承知おき願います。

## 10. 入札書

- (1) 初回の入札書を除き持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 第1回目の入札は、技術提案書と同時提出済みの入札書を開封します。2回目

以降の入札は、入札会当日持参した入札書によることにご留意下さい。

- (3) 第1回目の入札では、原則代理人を定めず、名称又は商号並びに代表者の氏名を記載し、押印することにより入札書を作成して下さい。なお、第2回目以降の入札は、必要に応じ、代理人を定めて下さい。代理人を定める場合は、入札書に代理人の氏名を記載し、押印することで、有効な入札書とみなします。その際、入札者の押印は省略することができます。
- (4) 入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等（総価の8%）を除いた金額）をもって行います。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8（消費税等）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とします。
- (6) 第2回目以降の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入して下さい。
  - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
  - イ. 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、代表者および受任者それぞれの氏名及びその者の印
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (8) 入札保証金は免除します。
- (9) 入札（書）の無効
  - 1) 上記5.に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、その入札者は失格となります。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととします。
  - 2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。
  - 3) 次に掲げる入札書は無効となり、その入札者は失格となります。
    - ア. 入札書に入札者の記名、捺印が欠けているとき。
    - イ. 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。
    - ウ. 誤字、脱字、汚染等により、判読ができないとき。
    - エ. 条件が付されているとき。
    - オ. 他者の競争参加を妨害したとき。
    - カ. 入札執行者等の職務執行を妨げたとき。
    - キ. その他、談合等不正行為をなしたとき。

## 11. 落札者の決定方法

### (1) 評価項目

加算方式による総合評価落札方式とします。評価対象とする項目は、「第3 技術提案書作成要領」別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

### (2) 評価配点

評価は100点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点80点、価格点20点とします。なお、技術提案書の評点は100点満点で評価した上、次の(3)に示される計算方法により、技術点（80点満点）

を算出します。

(3) 評価方法

ア. 技術評価

①技術提案書の技術審査の結果、その評点が基準点を下回る場合には不合格とします。本業務の基準点は70点とします。

②入札者の技術点は以下の評価方式により計算します。

$$(\text{技術点}) = \text{評価点の配分}(80\text{点}) \times (\text{当該入札者の技術提案書の評点}) \\ \div (\text{全入札者の技術提案書の評点のうち最高点})$$

③ただし、上記「全入札者」とは入札価格が予定価格を超えない入札参加者とします。入札価格が予定価格を超える者は全入札者には含めません。

イ. 価格評価

価格点については以下の評価方式により算出します。

$$(\text{価格点}) = \text{価格点の配分}(20\text{点}) \times (\text{全入札者の入札価格のうち最安値}) \\ \div (\text{当該入札者の入札価格})$$

(4) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

ア. 競争参加資格要件を満たし、技術提案書を提出した入札者であること

イ. 技術提案書の評点が入札説明書において明示する基準点を下回らない者であること

ウ. 当該入札者の入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

エ. 当該入札者の総合評価点が最も高い者であること

(5) 低入札価格調査

予定価格の6割を下回って入札価格を提示した入札者については、当該入札価格にて業務が適切に実施することが可能であるかについて、機構が調査を行うこととします。当該入札者は、機構の調査に協力するものとします。なお、調査の結果に応じ、当該入札者を落札者としなないことがあります。

## 12. 入札会手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札案件名の確認

各出席者は技術審査結果通知書(写)を提出し、入札事務担当者が業務名称等を確認します。

イ. 入札会出席者氏名の確認

入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。

入札に参加できる者は原則として各社2名以内とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

ウ. 委任状の受理(代表権を有する者が出席の場合は不要)

各出席者は、別添様式集「第1 入札に関する様式」に示す書式による委任状を提出します。

エ. 入札会出席者氏名、委任状の内容確認

入札事務担当者が、上記ア、イ、ウの書類の記載内容を確認します。

オ. 技術評価素点の発表

入札事務担当者が、入札会に出席している社の技術評価（素点）を発表します。

カ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、既に提出されている入札書の封印を確認し、併せて、各出席者にも確認を求めた上で入札書を開封し、入札書の記載内容を確認します。

キ. 入札金額の発表

入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

ク. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

ケ. 落札者の発表等

上記キ. における照合の結果、技術点、価格点及び総合評価点を算出しなくとも落札者または不調が決定できる場合は、入札者が「落札」または「不調」を発表します。

それ以外の場合は、予定価格を超えない全入札者の技術提案書の評点のうち、の最高点を踏まえて入札者の技術点を算出し、入札執行者が、技術点を高い点数から順番に読み上げます。

次に、予定価格を超えない入札金額に対する価格点および総合評価点を算出し、入札執行者が、点の高い順番から読み上げ、「落札」を発表します。

コ. 再入札

不調の場合には直ちに再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、会社への連絡を行うための休憩を挟む場合があります。

(2) 価格点及び総合評価点の算出方法

価格点および総合評価点は、小数点以下第2位の四捨五入により、小数点以下第1位まで算出します。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函して下さい。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(4) 不落随契

3回の入札でも落札者が決まらない場合、総合評価点の高いものから順に随意契約交渉を行い、契約金額が予定価格を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

13. 契約書作成及び締結

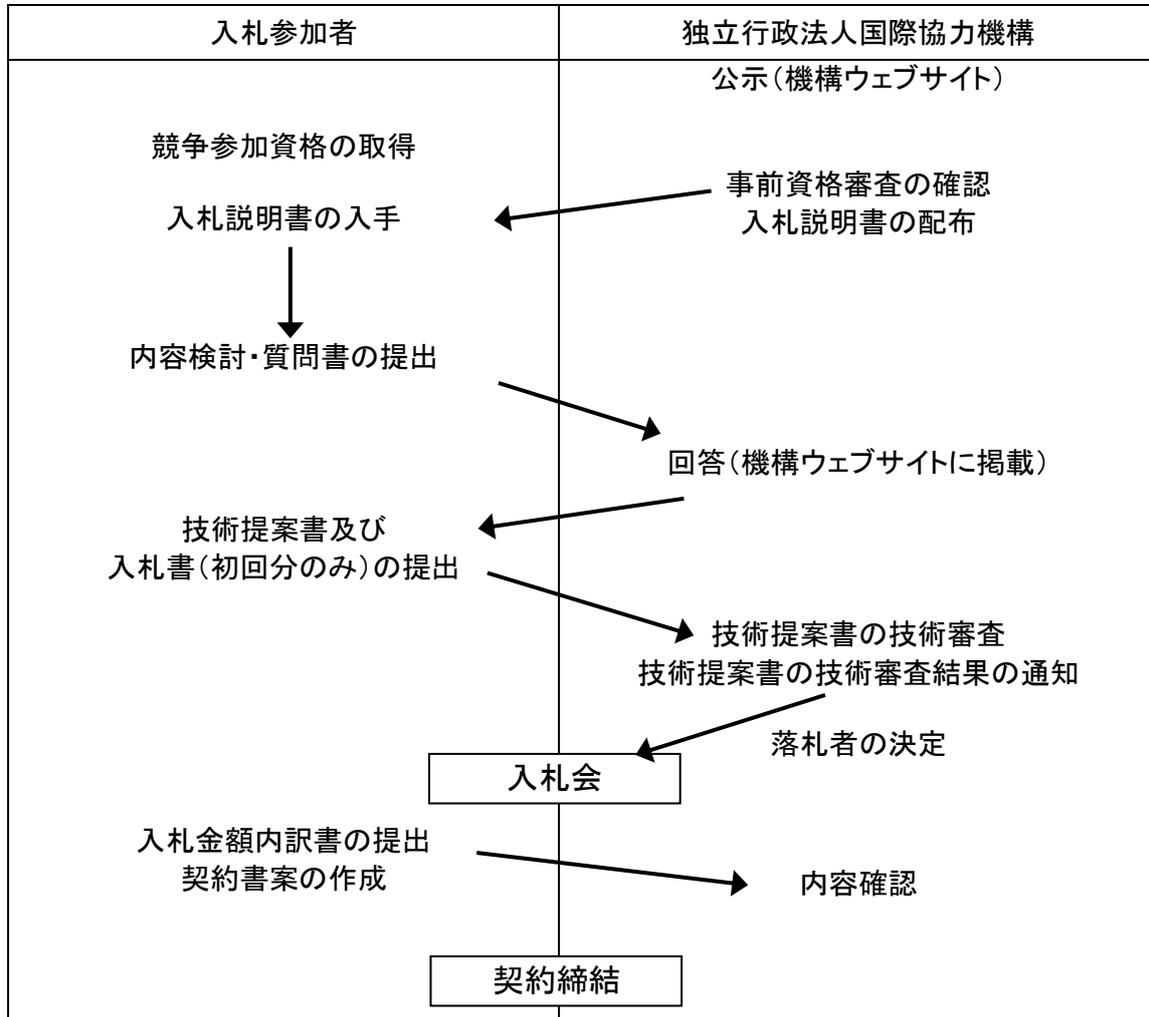
(1) 落札者から、別添様式集「第1 入札に関する様式 4. 入札金額内訳書」に示す内訳の提出をいただきます。

(2) 「第6 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」(「第6 契約書(案)」参照)については、

入札金額内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

図 総合評価落札方式による入札の手続きフロー（入札公示以降）



#### 14. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

##### （1）公表の対象となる契約

当機構との間に締結する全ての契約。ただし、次に掲げるものを除きます。

- ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき
- イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

- ①工事又は製造の請負の場合、250万円
  - ②財産の買入れの場合、160万円
  - ③物件の借入れの場合、80万円
  - ④上記以外の場合、100万円
- ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約
- (2) 公表の対象となる契約相手方  
次のいずれにも該当する契約相手方
- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等<sup>(※)</sup>として再就職していること
- ※ 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）
- (3) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
- イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- ・ 3分の1以上2分の1未満
  - ・ 2分の1以上3分の2未満
  - ・ 3分の2以上
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (4) 公表の時期  
契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられています。
- (5) 情報提供の方法  
契約締結時に所定の様式を提出していただきますのでご協力をお願いします。

## 15. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ウェブサイトで公表します。
- (4) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び見積書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

- (5) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- (6) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (7) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、(正)のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に上記4. 窓口までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等)いたします。なお、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (8) 一旦提出された技術提案書は、差し替え、変更又は取り消しはできません。
- (9) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。

以上

## 第2 仕様書

仕様書は共通仕様書と特記仕様書から構成されます。

### I. 共通仕様書

共通仕様書は、機構ウェブサイト「調達情報 > 調達ガイドライン、様式 > 様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_201301.html))に示す共通仕様書の通りとします。

### II. 特記仕様書

#### 1. プロジェクトの背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」）政府は、1986年のドイモイ（刷新）による対外開放政策以降、ASEAN加盟（1995年）、WTO加盟（2007年）など経済連携を進め、順調に経済成長を維持しており、貧困率は58%（1993年）から10.4%（2010年）に低下した。さらに2020年の工業国化達成を国家ビジョンに掲げ、2018年のASEAN経済統合に向け、インフラ整備を中心に、ハード・ソフト両面の対応力強化を図っている。

これらの過程で進めてきた経済制度整備や民間セクター開発などに必要となる法制度の整備や、社会・経済の大きな変化を支える機能を果たす行政部門の改革は、経済分野に比べてその進展が遅い。そのため、法令間の齟齬や運営面での未整備が投資促進の阻害要因となるなど、高度化・多角化が進む課題とそれらに対応する制度の乖離が浮き彫りにされており、公務員の政策形成・執行能力強化が求められている。ベトナム政府は、2011年1月に開催された第11回共産党大会で採択された国家の指針を示す党文書「社会経済開発10カ年戦略（2011年～2020年）」における全体目標<sup>1</sup>の中で、公務員の責任感及び能力の向上を含む「国家組織の改善と行政改革の推進」を、目標を達成するための戦略の1つに掲げている。

また、上記戦略を具体化する政府文書であり2011年11月に開催された第13期国会で承認された「社会経済開発5カ年戦略（2011年～2015年）」では、「公務員制度改革」が重要課題の一つとして掲げられた。その焦点は、国家管理・行政手続きの効率化、肥大化した公務員人数の絞り込み、公務員採用や教育・研修枠組の改善、及び執行能力強化に置かれている。特に人材育成について、2011年には首相決定「人材育成戦略（2011～2020年）」が制定され、世界情勢の変化に対応可能な専門性の高い公務員の育成が目標の一つに設定されている。

加えて、行政改革全体についての総合目的、具体的計画を定めた「新行政改革マスタープラン（2011年～2020年）」では、「2020年までに清廉で、強固且つ近代的

<sup>1</sup> 「2020年までに近代的な工業国になり、政治・社会が安定し、民主・規律・国民の物質的・精神的な生活は向上し、独立した主権の保護及び領土保全をし、国際市場における地位が向上することで次の段階における強固な土台を作る」ことを掲げている。

な行政の構築」と並び「十分な資質・能力を有する公務員の育成」が総合目標に設定されている。

2008年11月に制定された「幹部・公務員法」では、「幹部」<sup>2</sup>・「公務員」<sup>3</sup>の任務や権限が規定され、2010年3月には「公務員に関する教育・訓練」にかかる政令が定められた。

行政・国家管理の技能や専門にかかる教育・研修を担当する国家行政学院（以下、「NAPA」（National Academy of Public Administration））は公共政策の立案及び実施に関与している課長級もしくは課長級候補者の公務員、大学教職員、研究者を対象とし、現実の政策課題に対応した人材育成を目標とする公共政策大学院（MPP: Master of Public Policy）プログラム（以下、「MPPプログラム」）の新設を計画し現在準備作業を開始している。

このようなベトナム側の政策を支援するため、「ホーチミン国家政治行政学院（HCMA）公務員研修実施能力強化支援プロジェクト」は、2013年3月にR/Dの署名・締結、同年5月から短期専門家、6月から業務調整員、同年8月からチーフアドバイザーが派遣され、プロジェクト活動が実施されている。

同プロジェクトは、2つのアウトプット（アウトプット1：ホーチミン国家政治行政学院の国家指導者候補者研修の実施運営能力が強化される。アウトプット2：NAPAのMPPプログラム策定能力が強化される。）から構成されている。

本業務はアウトプット2に関し、MPPプログラムの内容策定と中核となる教材作成への支援を通じた教育プログラムの質改善を行い、NAPAの能力向上に貢献することを目的として、日本側協力体制の強化を図るために一部の活動を業務委託するものである。

## 2. プロジェクト（アウトプット2）の概要

### （1）上位目標

NAPAにおいて教育を受講した公務員の能力が向上する。

### （2）プロジェクト目標

NAPAにおける公務員の能力開発を促進する枠組が強化される。

### （3）期待される成果

NAPAのMPPプログラム策定能力が強化される。

### （4）活動の概要

1-1. MPPプログラム策定にかかる課題を分析する。

1-2. MPPプログラム策定にかかる基本計画を策定・改訂する。

1-3. MPPプログラムのカリキュラム骨子案を作成する。

1-4. MPPプログラムのカリキュラム骨子案に基づき日本側が支援するモデル科目<sup>4</sup>を選定する。

<sup>2</sup> 選挙で選ばれ、承認され中央省及び地方省の政治社会組織に任期制で職務を任命され、国家予算から給与を支払われるもの。例えば、人民評議会常任委員、人民委員会委員、共産党書記長・副書記長、大衆組織の長が該当する。

<sup>3</sup> 中央省及び地方省の政治社会組織や軍の管理組織に採用され、職務を任命され、国家予算から給与を支払われるもの。

<sup>4</sup> 本事業では、公共政策大学院プログラムの策定を目指しており、プログラム全体計画策定支援に加えて、モデルとして選択する9科目のシラバス・教材他作成支援を通じ、今後NAPAがプログラムを開設する際の参考とすることを目指している。

- 1-5. モデル科目にかかるシラバスを作成する。
  - 1-6. モデル科目にかかる教材を開発もしくは選定、改訂する。
  - 1-7. MPP プログラムにかかるカリキュラム、シラバス、教材にかかる意見を集約するため越国内関係者対象にワークショップを開催する。
  - 1-8. 模擬授業を実施する。
  - 1-9. 模擬授業の結果を踏まえ、カリキュラム、シラバス、教材等の改善に反映させる。
  - 2-1. ベースライン調査（日越公共政策策定プロセス比較調査）の TOR を策定する。
  - 2-2. ワークショップを開催し、ベースライン調査を開始する。
  - 2-3. 日本での政策策定関係者へのインタビュー等の比較研究活動を行う。
  - 2-4. ベースライン調査を取りまとめ、報告書として発行する
  - 2-5. ベースライン調査の結果をプログラムの改定、シラバスの策定に反映する。
- (5) 相手国関係機関
- 1) 関係官庁：HCMA（ホーチミン国家政治行政学院）、内務省
  - 2) 実施機関：NAPA（国家行政学院）

### 3. 業務の範囲

2013年3月13日に当機構がHCMAと締結した本プロジェクトの基本枠組の合意文書(R/D: Record of Discussions)に記載されるプロジェクト活動のうち、「5. 業務の内容」に示す業務を行い、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

なお、本業務は、主に、本邦からの情報提供、本邦研修、現地研修（セミナー、ワークショップを含む。）により実施される。

### 4. 業務実施上の留意点

#### (1) 業務の実施方法

業務の実施方法としては、上述のとおり基本的には本邦からの情報提供、本邦研修にて行うこととするが、併せて、短期間（1回の渡航につき5泊6日程度を想定）ベトナムを訪問し、現地研修（少人数でのセミナー、ワークショップ等）を併用することとする。現地への訪問については、受注者側の業務従事者の都合も尊重した上で、現地プロジェクトオフィスがNAPA等のC/Pとの間に入り、日程調整を行うものとする。

#### (2) 「MPP プログラム策定支援」活動のコンポーネント

本業務で支援を行うプロジェクトの「MPP プログラム策定支援」活動では大きく以下の2つのコンポーネントに分割できるが、一方の進捗・成果が他方の進捗・成果に影響することから、両方のコンポーネントの進捗を適切に管理し、支援の成果を最大化するよう留意すること。

なお、現地の状況により、進捗、成果が予定通り実現できない場合、適宜機構に報告、協議し、計画の改訂を行うこと。

**【コンポーネント1：MPP プログラム策定支援】**

- (ア) NAPA作成のMPPプログラム及びカリキュラムに係る既存資料のレビュー並びに改善提案
- (イ) 日本側支援対象モデル科目（9教科）に係る既存資料のレビュー及び各科目における対応方法の提案、改善の提案
- (ウ) 各モデル教科のシラバス策定指導
- (エ) 各モデル教科の教材策定指導
- (オ) コンポーネント2の結果を踏まえたMPPプログラム、カリキュラム、シラバスの改善
- (カ) 各教科の模擬授業実施モニタリング・評価、指導
- (キ) シラバス、教材、授業運営、コース運営にかかるワークショップの開催支援
- (ク) 各教科のシラバス、教材の確定

**【コンポーネント2：日越公共政策策定プロセス比較調査】**

- (ケ) 日越公共政策策定プロセス比較調査（ベースライン調査）の既存TORのレビュー及び改善提案
- (コ) ベースライン調査・ワークショップ開催支援
- (サ) ベトナム国内における事例研究指導
- (シ) ベトナム国内における社会学的調査（インタビュー等）実施指導
- (ス) 日本の中央省庁における事例研究関連ヒアリングサポート
- (セ) 事例研究の比較研究および取りまとめ支援
- (ソ) ベースライン調査結果の取りまとめ支援

## (3) 「MPP プログラム策定支援」活動のスケジュール

「MPP プログラム策定支援」活動のスケジュールとしては、およそ以下のとおり想定する。

- 1) 2014年3月～2015年4月（第1期）
  - コンポーネント1の（ア）から（エ）まで、及びコンポーネント2の（ケ）から（ス）までを実施
- 2) 2015年5月～2016年4月（第2期）
  - コンポーネント1の（オ）から（ク）まで、及びコンポーネント2の（セ）から（ソ）までを実施

## (4) 業務の具体的日程

以下の作業については、その具体的日程を以下のとおり想定する。

- 1) ベトナムでの作業
  - a) 2014年3月下旬
    - ・ インセプション・レポートの説明・協議
    - ・ 日越公共政策策定プロセス比較調査のワークショップ
  - b) 2015年3月
    - 作業進捗確認のためのワークショップ
  - c) 2016年3月
    - 作業完了確認のためのワークショップ

## d) 随時

ベースライン調査指導、シラバス・教材作成指導、模擬授業指導等にかかる現地研修（1回の渡航につき5泊6日程度の現地作業を想定）については、随時日程を調整するものとし、上限として、のべ30名の現地渡航を想定する。

## 2) 本邦研修

以下の2回の本邦研修ともに、参加人数は10名程度、本邦滞在期間は2週間の予定とする。来日・本邦滞在中の手続きは機構が実施し、受注者は研修日程の作成や来日中の研修の実施を担当する。

## a) 2014年7～8月

本邦研修（モデル科目（9教科）のシラバス・教材並びに日越公共政策策定プロセス比較調査について）

①プロジェクトの進捗、実施体制等に係る協議（JICA）、②国内支援委員会所属の各大学の表敬訪問・意見交換（各大学）、③その他、（受注者団体への視察等、提案がある場合にはプロポーザルに記載すること）

## b) 2015年7～8月

本邦研修（模擬授業の開催等を経て改善されたシラバス、教材、授業運営などコース運営について）

①プロジェクトの進捗、実施体制等に係る協議（JICA）、②国内支援委員会所属の各大学の表敬訪問・意見交換（各大学）、③その他、（受注者団体への視察等、提案がある場合にはプロポーザルに記載すること）

## 3) 本邦招聘

## a) 2014年6月、2014年11月、2015年10月

NAPAの経営層人材2名を約1週間、本邦に招聘する。来日・本邦滞在中の手続きは機構が実施し、受注者は招聘日程の作成や来日中のセミナーや意見交換等の実施を担当する。

具体的には、①プロジェクトの進捗、実施体制等に係る協議（JICA）、②国内支援委員会所属の各大学の表敬訪問・意見交換（各大学）、③その他、（受注者団体への視察等、提案がある場合にはプロポーザルに記載すること）

## (5) 国内支援委員会との連携

本プロジェクトの「MPPプログラム策定支援」活動に係る適切かつ効率的な推進を図るために、国内支援委員長および2名の支援委員からなる「国内支援委員会」が設置されている。

支援委員会は、JICAからの依頼に基づき、専門的かつ技術的見地からJICAに対し助言を行う。国内支援委員会の議論・助言は、必要に応じてJICAから受注者に共有・指示される。国内支援委員から受注者に、依頼・指示等が直接あるものではない。

各支援委員の担当分野は、「総括／公共政策大学院・国際比較」（東京大学 城山英明教授）、「公共政策大学院・公共政策制度設計」（学習院大学 森田朗教授）、「公共政策大学院・公共管理」（早稲田大学 縣公一郎教授）の3分野である。

【国内支援委員のこれまでの主な活動】
--------------------

- ・2010年：東京大学（当時）森田教授が訪越。NAPA タイン学院長と意見交換。
- ・2012年2月：東京大学（当時）森田教授が本邦関係機関関係者と訪越。NAPA 学院長をはじめ HCMA 関係者とプロジェクト内容にかかる意見交換。
- ・2012年4月：早稲田大学縣教授が本邦関係機関関係者と訪越。NAPA 学院長をはじめ HCMA 関係者と意見交換。
- ・2012年5月：東京大学城山教授が訪越。NAPA 関係者と意見交換。
- ・2012年11月及び2013年2月：東京大学城山教授が訪越。MPP プログラム策定について協議。7月の訪日研修実施を日越関係者間で合意。
- ・2013年7月6日：国内支援委員会（第1回）実施。
- ・2013年7月23日～8月3日：NAPA 対象訪日研修実施。

（6）現地プロジェクトオフィスとの情報共有等

本プロジェクトの運営のために、チーフアドバイザーと業務調整員からなるプロジェクトオフィスが現地 NAPA 内（ハノイ）に設置されている。業務の実施に当たっては、現地プロジェクトオフィスからプロジェクト全体に係る情報提供等が行われるが、受注者も受注者の業務進捗状況等について、緊密な情報共有を図ることが求められる。

なお、現地での業務実施に際しては、プロジェクトオフィスが、通訳手配、翻訳、車両借上等の基本的な便宜を供与することとする。

（7）現地リソースを活用した現地情報収集

具体的な支援業務を実施するに当たっては、ベトナム独自の社会、経済、文化、法体系、商習慣、契約等における要素を十分理解することが肝要である。ベトナム側実施機関やプロジェクトオフィスからも情報提供を行うものの、必要に応じ、受注者独自で、現地リソース等を通じた情報収集を行うこととする。

（8）運営指導調査及び終了時評価調査に対する協力

受注者は、業務実施状況等の情報提供等を通じ、JICA が実施を予定する以下の調査に協力する。

- ・運営指導調査（2014年より毎年1～2回程度）
- ・終了時評価調査（2015年10月頃）

（9）広報活動

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果をベトナム・日本両国の国民各層に正しく理解してもらえるよう、JICA のホームページ内に開設されている技術協力ホームページで発注者が行う広報に関し、必要な情報や資料の提供を行う。

（10）各教科や調査研究の指導における留意事項

1) NAPA においてはすでに「行政学修士」のプログラムを運営しており、また公共政策の学部レベルの授業も実施している。2013年に実施された本邦研修では、比較的経験の浅い履修者に配慮した科目の紹介を行った際、授業の内容に「学部生向きで MPP には不適」という批判が出た。今回の指導にあたっては、あくまでも現職公務員を対象に学部レベルの内容の履修は済んでいることを前提に指導を計画・実施すること。

- 2) ベトナムにおいては、その指導内容はもちろんだが、指導する人の経験や年齢、職位により優劣を判断する場合が多々ある。業務従事者の人選については右にも十分に留意する必要がある。
- 3) ベトナムは共産党の一党独裁であり、政治と行政が相互に深く関係している。今回の NAPA の HCMA から内務省への移管は、政治と行政の分離を目指す動きの一環との評価もあるが、政策立案プロセスの分析等においては、この観点に留意し、日本の政策立案プロセスとの比較研究を行う必要がある。
- 4) シナリオプランニングに関しては、ベトナムでの実例が少ないものの、現在、東京大学がベトナム国家大学と共同で実施している「低炭素社会に向けたシナリオ作り」等の活動が現地で行われている。NAPA のシナリオプランニング担当教員も右ワークショップに参加している。
- 5) 日本側支援対象 9 教科において、機構とも協議の上、それぞれ担当指導者（業務従事者）を指名するものとする。なお、担当指導者の指名は、業務開始後、適切な時期に行うものとする。

## 5. 業務の内容

### (1) インセプション・レポート（第 1 期活動計画）

発注者からの配布資料及びその他の日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、業務実施に関する基本方針、方法（技術移転の手法を含む）、項目と内容、実施体制、並びにスケジュール等を検討し、NAPA 等の C/P に、受注者の業務内容を説明するためのインセプション・レポートを作成する。インセプション・レポートは、契約期間全体の作業計画を記載することとするが、特に「4. 業務実施上の留意点 (3) 「MPP プログラム策定支援」活動のスケジュール」に掲げる第 1 期の活動について、より具体的に記載する。

インセプション・レポートに基づき、2014 年 3 月 28 日に予定されているベースライン調査のワークショップのタイミングに合わせて、C/P へ説明を行い、今後の業務実施方法について、基本的な合意形成を行う。

### (2) インテリム・レポート（第 2 期活動計画）

「4. 業務実施上の留意点 (3) 「MPP プログラム策定支援」活動のスケジュール」に掲げる第 2 期の活動を開始するに当たり、第 2 期の活動計画について具体的に記載したインテリム・レポートを作成する。インテリム・レポートについては、C/P へ説明を行い、業務実施方法について、基本的な合意形成を行う。

### 【コンポーネント 1 に係る活動】

#### (3) NAPA 作成の MPP プログラム等のレビュー、改善提案

MPP プログラム（案）、カリキュラム（案）については、2013 年 7～8 月の本邦研修において策定済となっている。本業務においては策定済のプログラム（案）及びカリキュラム（案）をレビューし、日本の公共政策大学院の経験に基づき、改善すべき点を提案する。

#### (4) 日本側支援対象 9 教科に関するレビュー、改善の提案

日本側支援対象 9 教科（以下 a.～i.）は、2013 年 7～8 月の本邦研修において

選定済となっている。本業務においては選定済の9教科に関しレビューし、日本の公共政策大学院の経験に基づき、改善すべき点（必要に応じ教科の差し替えも含め）を提案する。

#### 【9科目】

- a. 公共政策策定
- b. 公共政策の政治
- c. ステークホルダー分析と政策プロセスマネージメント
- d. 公共政策と法律
- e. 公共政策の経済
- f. 公共政策の哲学
- g. 公共政策の評価
- h. コストベネフィット分析
- i. シナリオプランニング

#### (5) 各教科のシラバス及び教材作成指導

日本側支援対象9教科において、NAPAが作成作業を行うシラバス及び教材について、資料の提供や作成過程のドラフトに対するコメントの提供を通じて、指導を行う。

#### (6) ベースライン調査のフィードバック

コンポーネント2で実施される事例研究や比較研究の結果・考察をMPPプログラムに随時フィードバックし、MPPプログラム（案）、カリキュラム（案）、シラバス（案）の改善指導を行う。

#### (7) 各教科の模擬授業実施モニタリング・評価

作成されたシラバス及び教材等を用いてC/P等が実施する模擬授業に参加し、模擬授業を評価する。なお、模擬授業は、日本側支援対象9教科のうち、3～4教科で実施することを想定する。

#### (8) シラバス、教材、授業運営、コース運営にかかるワークショップ

模擬授業の開催等を経て改善された、シラバス、教材、授業運営やコースマネージメントについて、C/Pが開催するワークショップに参加し、意見交換を行う。なお、本ワークショップは、日本側支援対象9教科のうち、3～4教科で実施することを想定する。

#### 【コンポーネント2に係る活動】

#### (9) 日越公共政策策定プロセス比較調査のTORのレビュー、改善提案

NAPAが作成済の日越公共政策策定プロセス比較調査（ベースライン調査）のTORをレビューし改善の提案を行う。

#### (10) ベトナム国内における事例研究指導

NAPAがベトナム国内で実施予定の事例研究に関し、その対象とする分野（省庁）、トピック等に関し、日本の政策研究との比較条件を踏まえ、事例研究に必

要な情報と NAPA がまとめるドラフトに対するコメントの提供を通じて、指導を行う。

また、事例研究において必要となる社会学的調査（インタビュー等）の手法、分析・取りまとめ方法に関し、指導を行う。

(11) 日本の中央省庁における事例研究関連ヒアリングサポート

ベトナム国内における事例研究との比較研究対象として「日本国内における省庁政策立案担当者」へのヒアリング等の実施を予定している。このヒアリングの実施について、必要なアレンジ及び助言を行う。

(12) 事例研究の取りまとめ支援

ベトナム国内の事例研究と日本の省庁における補足的なヒアリングを受け、NAPA が行う両国の政策立案プロセスの簡便な比較考察について、検討会等への参加等を通じて、ベースライン調査の最終的な取りまとめに対して指導を行う。

なお、ベースライン調査の結果については、ベトナム国内で出版することを想定しているため、結果の取りまとめについては、その「校正」にかかる指導を含めることとする。

## 6. 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。うち、(6)を成果品とし、提出期限を2016年〇月〇日とする。なお、成果品の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

また、以下の報告書については、電子データも併せて提出のこと。

(1) インセプション・レポート（簡易製本）

提出時期：2014年3月

言語・部数：和文3部

記載内容：第1期活動計画等

(2) インテリム・レポート（簡易製本）

提出時期：2015年4月頃

言語・部数：和文3部

記載内容：第2期活動計画等

(3) 業務進捗報告書（第1号）（簡易製本）

提出時期：2014年9月頃

言語・部数：和文3部

記載内容：

① 活動内容

② 業務実施上の課題・工夫・教訓

③ 次期活動計画

(4) 業務進捗報告書（第2号）（簡易製本）

提出時期：2015年3月頃

言語・部数：和文3部

記載内容：同上

(5) 業務進捗報告書 (第 3 号) (簡易製本)

提出時期 : 2015 年 9 月頃

言語・部数 : 和文 3 部

記載内容 : 同上

(6) 業務完了報告書 (製本)

提出時期 : 業務完了時

言語・部数 : 和文 10 部

記載内容 :

- ① 活動内容
- ② 活動実施スケジュール (実績)
- ③ 専門家派遣実績 (氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等)
- ④ 業務実施上の課題・工夫・教訓

### 第3 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、仕様書に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

#### 1. 技術提案書の構成

技術提案書の構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安	
	1社	J V
頭紙		
表紙		
1 コンサルタント等の経験、能力等		
(1) 類似業務の経験	6	注
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	1	1
(3) その他参考となる情報	1	1
2 業務の実施方針等		
(1) 課題に関する現状認識	}	10
(2) 業務実施の基本方針		
(3) 作業計画	}	6
(4) 要員計画		
(5) 業務従事者毎の分担業務内容		
(6) その他		2
3 業務従事予定者の経験、能力等		
(1) 業務主任者等の経歴		1～3
(2) 評価対象業務従事者の経歴		5／人

注：共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を頁数目安として下さい。

#### 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

##### (1) 業務の工程

2014年3月に業務を開始し、2016年4月に完了することを目途とする。機構



## 2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下のとおり想定していますが、これは機構が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

以下の9分野は、9つのモデル教科にそれぞれ担当の業務従事者を配置した単純な想定としていますが、この他、教科横断的に、「事例研究」、「シラバス研究」、「教材作成」の指導に係る取りまとめをどの業務従事者が担当するかについても、提示願います。

なお、ベースライン調査、シラバス・教材作成、模擬事業等に係る指導のための現地作業（6.0M/M）については、「公共政策と政治」、「政策プロセスマネジメント」、「公共政策と法律」、「公共政策と経済」、「シナリオプランニング」の分野が重点となると考えます。また、「事例研究」、「シラバス研究」、「教材作成」の指導の業務従事者についても渡航機会が多くなると想定しています。

- ① 総括／公共政策策定（1号）
- ② 公共政策の政治（2号）
- ③ ステークホルダー分析と政策プロセスマネジメント（3号）
- ④ 公共政策と法律（4号）
- ⑤ 公共政策の経済（4号）
- ⑥ 公共政策の哲学（4号）
- ⑦ 公共政策の評価（4号）
- ⑧ コストベネフィット分析（4号）
- ⑨ シナリオプランニング（3号）

## 3) 評価対象業務従事者

上記2) に示す業務従事者構成（案）のうち、以下の1分野を評価対象とします。

- ① 総括／公共政策策定  
（上記1分野の想定M/M：約2.5M/M）

上記以外の業務従事者は、評価の対象外ですが、効率的な業務従事者の構成となっているか等については、「要員計画の妥当性」として評価します。

今回の業務については、それぞれの専門分野でどのような業務従事者の確保が可能か（可能性があるか）が、業務の質を大きく左右すると考えますので、評価対象業務従事者以外の業務従事者についても、業務従事者の候補者について、氏名、経歴、業務従事者としての確保の目途等について、技術提案書において具体的な記載をお願いいたします。

## (3) 評価に際しての類似業務／対象国／語学力

技術提案書の評価に際しては、以下の項目を類似案件、対象国又は近隣地域、語学力として評価します。

- 1) 類似業務  
公共政策大学院プログラムの設置・運営に係る各種業務
- 2) 対象国／地域 ベトナム／日本を含む全世界
- 3) 語学力 なし

業務の大半は、日本語－ベトナム語の通訳、翻訳を介しての業務となることから、語学力（英語）は評価しません。

(4) 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

各項目の（ ）に○を付したものが、今回の入札条件です。

~~( ) 認めません。~~

~~( ) 認めます。~~

(○) 認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者として認めます。

~~( ) 2者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者として認めます。~~

~~( ) 協力準備調査・その他先に行われた調査参加コンサルタント（ ）は、構成員になれません。~~

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届を技術提案書に添付して下さい。

(5) 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

各項目の（ ）に○を付したものが、今回の入札条件です。

~~( ) 全ての業務従事者について、認めません。~~

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

ア. 共同企業体で技術提案書を提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで認めます。

イ. 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで認めます。

【業務主任者（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については認めません。

~~( ) 業務主任者（総括）について認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。~~

~~【その他の業務従事者について】~~

~~( ) 次の団員については認めません。~~

~~( )~~

~~( ) 協力準備調査・その他先に行われた調査参加コンサルタント  
( ) からの補強は認めません。~~

(6) 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、入札条件です。)

~~( ) 外国籍人材の活用を認めます。~~

(○) 外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者を除きかつ現地業務に従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

~~( ) 外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者を除きかつ現地業務に従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。~~

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に適法な在留資格を得て在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として適法な在留資格を得て当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

【定義】

<共同企業体>

複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体

<専任の技術者>

- (1) コンサルタント等の経営者。
- (2) コンサルタント等が雇用している技術者であって、当該コンサルタント等以外の法人との間で雇用関係のない者。
- (3) コンサルタント等が雇用している技術者であって、当該コンサルタント等以外の法人との間で雇用関係があり、当該コンサルタント等との間に主たる賃金を受ける雇用関係がある者。

注) 主たる賃金を受ける雇用関係とは、平成2年9月21日付労働省通達（職）発509号に基づき、当該技術者の雇用保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者の関係を指します。ただし、65才以上で新たに雇用された技術者については、主たる賃金を受ける雇用契約を有する法人との関係を指します。

<補強>

- (1) コンサルタント等との間で雇用関係がない技術者。
- (2) コンサルタント等が雇用している技術者については、当該コンサルタント等以外の法人との間で雇用関係があり、当該コンサルタント等との間に主たる賃金を受ける雇用関係がない者。

(7) 業務管理グループ

業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います。

(各項目の( )に○を付したものが、入札条件です。)

(○) 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めない。

~~( ) 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めます(ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません)。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とします。~~

#### (8) 配布資料等

##### 1) 事業事前評価表

[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012\\_0701983\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0701983_1_s.pdf)

##### 2) 詳細計画策定調査 報告書(簡易版)

##### 3) Record of Discussions (R/D)

[http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc027.nsf/VIEWJCSearchX/EDE3AA6E1374A01F49257B78001B8F38/\\$FILE/HCMA\\_公務員研修実施能力強化支援\\_RD.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc027.nsf/VIEWJCSearchX/EDE3AA6E1374A01F49257B78001B8F38/$FILE/HCMA_公務員研修実施能力強化支援_RD.pdf)

##### 4) 第1回国内支援委員会議事録

##### 5) NAPA 訪日研修終了時報告書(城山支援委員長)

### 3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

#### 3. 1 コンサルタント等の経験、能力等

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の社としての業務経験、社としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

##### (1) 類似業務の経験

国内業務、海外業務を問わず、上記2.(3)に示した類似業務の実績を記述し、それらの業務の経験が当該案件の実施にあたり有用であることを説明して下さい。類似業務とは、業務の分野(経済開発、農業等)、技術サービスの種類(フェージビリティ調査、施工監理等)、業務対象、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該案件の実施に際して活用できる業務を指します。

別添様式2-3①では、類似業務としての的確なものを海外、国内を問わず、各社(共同企業体代表者及び構成員)で、それぞれ20件以内(原則として過去10年以内のもの)を選び、その実績を海外、国内に分け、年度ごとに記載して下さい。

別添様式2-3②では、別添様式2-3①の業務実績の中から、当該案件に最も類似していると考えられる実績(海外、国内を問わず)を、各社(共同企業体代表者及び構成員)で、それぞれ5件以内を選び、類似点を記載して下さい。プロジェクトの目的、内容等、また、共同企業体で実施している場合は担当業務、

何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

業務実施団体に期待される要件として、以下のとおり想定しております。「(1) 類似業務の経験」の記載に加え、以下の要件に関連し、組織としてどのような経験を有しているのか、どのような専属の業務従事者を確保しているのかについて記載願います。

- 1) 日本国内で公共政策大学院の設立・運営の経験を有する団体であることが望ましい。
- 2) NAPAのMPPプログラムは、対象とする学生の殆どが現役の公務員であり、卒業後は再び公務員として職務に復帰する計画であることから、現在運営する公共政策大学院において、現職公務員を学生として受け入れている実績を有することが望ましい。

### (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）

業務は、「業務従事者」が主体となって実施しますが、当該業務受注コンサルタント等が業務の実施に当たり、社としてどのような取組を行うか、またそのための支援体制をどのように敷くかについて十分に検討されていることも、業務を円滑に進めるための重要な要件のひとつとなります。このようなバックアップ体制とは、概ね、報告書の内容の審査・校閲のような業務に与える便宜や危機管理への対応等のロジスティクスのなものと、有識者による業務支援体制のような業務内容に関わる技術的な内容になります。

記載する内容は、バックアップについての考え方及びそれを行う社内の組織・体制、該当者名、必要に応じそれらの連絡先等になります。また、社外の有識者等（大学教授、研究者等）によるバックアップを得られるような場合には、その体制、形態及びバックアップの内容等につき具体的に記載して下さい。

なお、ISO9000シリーズの品質保証システム取得等を保有している場合には本項目で記載し、可能な限り認定証の写しを添付して下さい。

現地におけるバックアップ体制がある場合は、例えば自社の支店／海外事務所、現地連絡員、ローカルコンサルタント、大学や研究機関などについて、支援を受ける具体的な内容と併せて、それらの名称や連絡先等を記載して下さい。

## 3. 2 業務の実施方針等

仕様書についてコンサルタント等が理解した内容や、業務の基本方針、コンサルタント等が業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。その内容は、コンサルタント等の考え方に基づきどのように業務を実施しようとするのか、若しくは業務の実施方法がより具体的に指定されている場合については実施する際の留意点等を記述することが基本となります。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

### (1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で応札者が認識している以下の項目について整理の

上、記述して下さい。記述は下記項目全体で5ページ以下として下さい。

- 1) 大学院レベルの新規学位コース開設にかかるプログラム、カリキュラム、シラバス及び教材開発についての留意点（特に、「公共政策」分野のコース開設に係る留意点が整理されていると望ましい。）

## (2) 業務実施の基本方針

「第2 仕様書」で示した内容及び上記(1)の課題に関する現状認識を受けて、コンサルタント等がどのような方針で業務に臨むのか、運営面及び技術面の観点から記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを十分に検討した上で記述して下さい。

## (3) 作業計画

上記「(1) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、業務全体をどのように実施していくか、その流れを示すフローチャートを様式2-4に示し綴じ込んで下さい。フローチャートは時系列に配慮した上で、業務項目間の相関関係等が明らかになるように作成して下さい。また、計画に無理がないか、自然・気象条件等に配慮しているか、作業に後戻りがないか等を検討の上作成して下さい。仕様書に示された業務工程と提案される作業計画との間に差異がある場合には、考え方について具体的に記述して下さい。

## (4) 要員計画

業務を実施するために必要な要員計画を、仕様書に記載された業務従事者の構成(案)を参考に別添様式2-5で作成して下さい。各担当業務に従事予定の要員の配置及び担当事項が、業務実施の方法、業務工程と整合性があり、かつ妥当なものとなっているかどうか検討した上で作成して下さい。

記載方法は、現地業務と国内作業に分けて、業務主任者(総括)から順次担当業務ごとに、各要員の配置期間を実線(当該期間全体を業務人月として計上する場合)又は点線(当該期間中において部分的に業務に従事する場合)で表示して下さい(業務日数の記載は不要です)。~~副業務主任者(副総括)を配置する場合には、業務主任者(総括)と合わせた形で配置計画を表示して下さい。~~

評価対象業務従事者は担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載して下さい。~~一方、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先は記載しないで下さい(「未定」、「\*\*\*」等と記載する)。~~

評価対象外業務従事者については予定従事者の配置の考え方(従事予定者が具備すべき専門性や当該分野での経験等)を記述して下さい(評価対象外業務従事者については、遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとし、なお、補強・外国籍人材等については「第1 6. 共同企業体の結成及び補強等の可否」で定める制限が遵守されるものとし、)

今回の業務については、それぞれの専門分野でどのような業務従事者の確保が可能か(可能性があるか)が、業務の質を大きく左右すると考えますので、評価対象業務従事者以外の業務従事者についても、業務従事者の候補者について、氏

名、経歴、業務従事者としての確保の目途等について、技術提案書において具体的な記載をお願いいたします。（候補者が必ずしも確実に業務に従事することを求めているのではなく、どのような人材のリクルートが可能か、全体像を示していただきたいとの趣旨）

「2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項」で示した担当業務と異なる業務を提案する場合（例えば、複数の業務従事者が同一の業務を分割して担当する場合等）や、同項に示された業務量の目途と著しく異なる場合には、その考え方を具体的に記述して下さい。

要員計画の評価に際しては、モデル科目 9 教科に関する指導者が確保できるのかとの視点を最重要課題として評価します。技術提案書において、以下の要件に係る提案を記載願います。

- 1) NAPA が日本に支援を要望するモデル科目 9 教科に関する指導者の構成について、その過半数以上の科目を社の専属の指導者が直接指導にあたることのできるチーム編成が可能であることが望ましい。
- 2) NAPA 側担当教員の C/P となり、研修員の受入指導、専門家としてのハノイでの技術指導等を担当するモデル科目 9 教科の担当指導者を適切に選定できることが望ましい。

#### (5) 業務従事者ごとの分担業務内容

各業務従事者が担当する業務内容や業務項目について、要員計画に合わせて担当業務ごとに簡潔に別添様式 2-6 に記載して下さい。また、業務実施にあたっての実施体制を確認するために、業務従事者の体制図を示して下さい。評価対象外業務従事者の氏名及び所属先は記載しないで下さい（「未定」、「\*\*\*」等と記載する）。

#### (6) その他

相手国政府又は機構からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

### 3. 3 業務従事予定者の経験・能力等

「3. 2 業務の実施方針等」で提案された内容を実際に行う業務従事予定者の経験・能力等について記述します。具体的には、「3. 2 (5) 業務従事者ごとの分担業務内容」とそれに対応する業務に照らし、類似業務の経験、実務経験及び各業務従事者の学位、資格、語学能力等について記述します。

#### ~~(1) 業務管理体制の選択~~

~~業務主任者（総括）と副業務主任者（副総括）を併せて業務管理グループとして提案することを認めている場合は、まずは、業務管理体制を業務管理グループとして提案するのか、業務主任者単独で提案するのかを本文及び別添様式 2-5 で明記して下さい。~~

~~( ) 業務管理体制を業務管理グループ（業務主任者＋副業務主任者）として~~

~~提案します。~~

~~(一) 業務管理体制を業務主任者単独で提案します。~~

~~業務管理グループとして提案する場合は、その配置の理由、両者の役割分担等の考え方等について、記載して下さい。~~

(2) 業務主任者等の経歴

業務主任者（総括）~~(及び副業務主任者（副総括）)~~となる業務従事者は、別添様式2-7に従って、職歴、主要プロジェクトの経歴、当該業務に関係する著書・研究等を記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者の経歴

以下の要領に従い、当該業務に配置される業務従事者のうち、2.(2)3)で評価対象とされた業務従事者について、別添様式2-8①②③に記載して下さい。

ア. 「担当業務」は、当該業務において担当する業務分野名を記載して下さい。

イ. 「取得学位・資格」は、担当業務に関連する取得学位・資格につき、その学位・資格名、取得年月日を記載するとともに、取得資格については、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。技術士のように資格分野が複数ある資格は、その取得分野名も必ず記載して下さい。

~~ウ. 「外国語」は、次の「語学能力の基準」に基づき、社の責任により申告するとともに、その語学の認定資格を取得している場合は、その資格名と認定書の写しを添付して下さい。~~

**<語学能力の基準>**

~~(ランク)~~

~~S—正確かつ流暢に高度な会話ができる。また、会議でのディスカッション及び技術レポートの作成をはじめ自己の専門分野はもちろんとして、他の分野についても正確な表現と理解が可能である。~~

~~A—通常の会話と自己の専門分野の表現と理解はもちろんとして、技術レポートの作成・解読も可能である。ただし、会議でのヒアリングにはやや難がある。~~

~~B—通常の会話と自己の専門分野の表現と理解は、十分とは言えないが可能である。また、技術レポートの作成・解読は、不十分ながら可能である。~~

~~C—実用の域ではないが、通常の会話や技術レポートの作成・解読は、辞書を用いて辛うじて可能である。~~

~~なお、語学の認定資格については、次の「語学能力・資格の認定等について」に記載した語学の資格名を記載して下さい。~~

**<語学能力・資格の認定等について>**

~~1. 英語については、次に掲げるいずれかの能力・資格の認定試験（又はこれらに準ずる資格試験）の結果を別添様式2-8①「評価対象業務従事者経歴書」の「外国語」欄に記載して下さい。（例：英検準1級、TOEIC 735点、BEST Grade A等）~~

~~(1) TOEIC：(財)国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC 運営委員会~~

~~(2) TOEFL：国際教育交換協議会東京事務所~~

~~(3) 実用英語技能検定（英検）：(財)日本英語検定協会~~

~~(4) ビジネス英検（BEST）：(財)日本英語検定協会~~

~~(5) 国連英検：(財)日本国際連合協会~~

~~(6) JICA 英語検定~~

~~2. 英語以外の外国語については、特に指定はないので、現に保有の認定証等に基づ~~

き記載して下さい。

- エ. 「健康診断結果」は、最新の受診結果に基づき申告して下さい（契約に際し、診断書の提示を求めることがあります）。なお、評価対象業務従事者で補強として参加する個人コンサルタントの方は、見積書提出時に、過去1年以内の健康診断書を提出して下さい。
- オ. 「学歴」は、高等学校から順に最終学歴まで、校名、学部・学科・専攻等及び卒業・修了・中退年月を記載して下さい。また、海外の高校及び大学等を卒業している場合は、その所在国名を記載して下さい。（例：〇〇大学（国名））
- カ. 「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。なお、何らかの理由で雇用保険に入っていない場合、健康保険について、被保険者記号－番号、交付日、保険者番号、保険者名称、事業所名称を記載して下さい。  
 上述の雇用保険情報又は健康保険情報が記載できない場合は、「雇用契約書（写）」等何らかの形で当該業務従事者が現在雇用されている事実が確認できる書類を添付して下さい。同じく、役員の方については、商業（会社）登記簿の謄本等何らかの形で役員である事実が確認できる書類を添付して下さい。
- キ. 「職歴」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。
- ク. 「業務等従事経歴」は、①海外における類似業務、②国内における類似業務、③海外でのその他の業務に分類し、それぞれについて最近のものから時系列順に記載して下さい。ただし、契約期間が複数年度にまたがる案件や複数年に及ぶ案件に従事した場合には、1案件として初年度分又は最初の業務にまとめて記載して下さい。「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に記して下さい。また、現地業務参加期間は、月数（小数点第1位まで）で記載します。また、担当業務に最も類似する業務実績を5件まで選び、その業務件名には○印を付して下さい。仕様書を通じて担当業務の内容等を十分理解した上で、類似業務を選定して下さい。
- ケ. 「その他の海外渡航経歴」には、海外駐在、国際会議などの出席、留学及び海外派遣専門家等の経歴を記載して下さい。
- コ. 「研修実績」は、国内又は海外における研修受講実績について、研修先及び研修期間を記載し、研修内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。研修受講の認定書等があればその写しを添付して下さい。
- サ. 業務等従事経歴が別添様式2-8①だけでは記載しきれない場合には、別添様式2-8②に記載して下さい。
- シ. 「特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む）」の記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる職務経験の中から、業務従事者（担当業務）の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、別添様式2-8③に、業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載して下さい。

### 3. 4. その他の技術提案書作成に係る留意事項

#### (1) 共同企業体及び補強に関する添付書類

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません）を作成の上、技術提案書（正及び写）に添付して下さい。

評価対象業務従事者を補強により配置する（業務従事者について他社からの協力を得る）場合は、当該業務従事者の所属する社もしくは団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）を取り付け、技術提案書（正及び写）に添付して下さい。同意書は写しでも構いません。

#### (2) 技術提案書の体裁等

##### ア. 体裁

技術提案書は正及び写ともに、色紙、写真台紙の使用は不可とします。

正のみ、紙製のフラットファイル綴じとします。表紙及び背表紙には、業務名、提出年月（西暦）、コンサルタント等の名称を表記して下さい。また、各章毎の見出しとしては、タックインデックスを使用して下さい。

写は、背表紙無し、2穴ひも綴じとします。表紙の表記及び各章毎の見出しは技術提案書（正）と同様として下さい。

正・写ともに、両面印刷が望ましいと考えます。

##### イ. 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度とします。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前に綴じて下さい。

##### ウ. 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

### 4. その他の留意事項

- (1) 機構が配布・貸与した資料は、該当業務の技術提案書を作成するためにのみ使用することとし、複写又は他の目的のための転用等はしないで下さい。返却の必要がある場合は、技術提案書提出時に必ず返却して下さい。
- (2) 技術提案書等は本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いませんのでご了承下さい。
- (4) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、（正）のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に「第1 4. 窓口」までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分（シュレッダー処理等）いたします。
- (5) なお、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。

別紙：評価表

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>		<b>25</b>
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 日本国内で公共政策大学院の設立・運営の経験を有している場合(特に現役公務員の受入実績がある場合)、高い評価を与える。</li> <li>● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	18
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。</li> <li>● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。</li> <li>● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。</li> </ul>	7
<b>2. 業務の実施方針等</b>		<b>45</b>
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大学院レベルの新規学位コース開設(特に、「公共政策」分野)にかかるプログラム、カリキュラム、シラバス及び教材開発についての留意点を分析・整理の上、記載されているか。</li> </ul>	15
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。</li> </ul>	10
(3) 作業計画・要員計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● モデル科目9教科に関する指導者(業務従事者)を確保できる蓋然性が高いか?</li> </ul>	20
<b>3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力</b>		<b>30</b>
<b>(1) 業務主任者の経験・能力： 総括/公共政策策定</b>		<b>30</b>
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 日本国内で公共政策大学院の設立・運営の経験を有している場合、高い評価を与える。</li> <li>● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	18
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	-----	0
ハ 語学力	-----	0
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最近10年の業務主任経験(副業務主任経験を含む。)にプライオリティをおき評価する。</li> <li>● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。</li> </ul>	4
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去に発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。</li> </ul>	8

参考

類似業務：公共政策大学院プログラムの設置・運営に係るに係る各種業務

対象国／地域：ベトナム／日本を含む全世界

語学力：なし

## 第4 経費積算に係る留意点

本業務に係る経費を積算するに際し、留意頂きたい点について記載しています。

入札者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、経費の積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（下記 URL 参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

### 1. 本案件に係る業務量の目途

「第3 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

### 2. 入札金額内訳の作成について

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（別添様式集第1 入札に関する様式 様式1-4 及び様式1-5 参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

#### （1）経費の費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、経費を構成する費目を次の通りとします（別添様式1-5 参照）。

なお、本業務においては、直接経費のうち（4）機材購入費、及び（5）再委託費の支出は想定しておりません。

また、後述のとおり、直接経費のうち（2）現地関連費については、契約金額には含めず、現地プロジェクトオフィスからの支出としますので、入札金額には含めないで下さい。

費用項目	内 訳		内 容
I. 業務原価	1. 直接経費	（1）航空賃	航空賃（本邦又は第三国から対象国への航空賃。対象国内の航空賃は一般業務費（現地支出分）の交通費に計上）
		（2）現地関連費	その他の旅費、一般業務費（現地支出分：事務管理費、通訳費、車輛借上費、貸与車輛関連費、船舶等借上費、特殊傭人費、消耗品費、現地報告書作成費、運搬費、交通費、カウンターパート旅費、その他）
		（3）国内関連費	一般業務費（国内支出分：国内ワークショップ開催費、その他）、機材損料、機材送料、印刷製本費、その他の報告書作成費
		（4）機材購入費	機材購入費

	(5) 再委託費	国内再委託費、現地再委託費
	2. 直接人件費	現地又は国内において当該業務に従事する技術者の人件費
	3. その他原価	間接原価及び積上計上するものを除く直接経費
II. 一般管理費等	業務を処理するコンサルタント等における経費等のうち業務原価以外の経費	

## (2) 業務日数の人月換算

現地人月及び国内人月における日数から月数の換算は、現地業務期間、国内作業期間の各々について、要員配置の日数を合計し、現地業務期間は30日、国内作業期間は20日でそれぞれ割った数字の小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算定して下さい。

## 3. 現地関連費

上記2.(1)の表に記載のI. 業務原価 1. 直接経費 (2) 現地関連費については、プロジェクトオフィスからの支出としますので、入札金額には含めないで下さい。

## 4. ベトナム側カウンターパートの研修及び招聘に係る費用

上記2.(1)の表に記載の「I. 業務原価 1. 直接経費 (3) 国内関連費」のうち、ベトナム側カウンターパートの本邦研修及び招聘に係る費用の扱いについては、以下の通りとします。

(1) 契約金額の一部として計上し、証憑書類により精算する費用

以下の経費として10,000千円を、「I. 業務原価 1. 直接経費 (3) 国内関連費 2) 一般業務費 (国内支出分)」にて、入札金額に含めて計上して下さい。

### 1) 諸謝金

講師謝金、検討会等参加者金、原稿謝金、見学謝金  
(受注者の業務従事者が実施するものを除く。)

### 2) 研修実施諸費

翻訳料、会場借上費、教材作成費・購入費、機材借料損料、資材費

### 3) 研修同行者等旅費

研修に同行する業務従事者の日当・宿泊料、交通費

(2) 契約金額として計上せず、機構が直接支出する費用

以下の費用は、入札金額に計上しないで下さい。

### 1) 航空券／査証／宿舍

### 2) 保険加入

### 3) 本邦滞在中のカウンターパートへの日当及び滞在費

### 4) 引率・通訳・国内移動手配経費

### 5) 病気・緊急事態対応経費

## 5. 本邦における通訳・翻訳経費

必要に応じて、本邦において日本語－ベトナム語の翻訳を行うため、年間300ページ分の翻訳費6,000千円を、「I. 業務原価 1. 直接経費 (3) 国内関連費 2) 一般業務費 (国内支出分) 」にて、入札金額に含めて計上して下さい。

#### 6. 消費税課税

課税事業者については、積算金額の全額に8%を乗じた消費税を加算した額が最終的な契約金額となりますが、入札書に表示する金額は消費税を除いた金額を記載願います。免税事業者についても、同様に、積算金額をそのまま入札書に記載して下さい。

価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。

## 第5 業務完了時の数量確認等について

### 1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。

費用項目	内 訳	数量等確認の有無	
I. 業務原価	1. 直接経費	(1) 航空賃	渡航回数を確認
		(2) 現地関連費	1) 日当・宿泊料等に係る支出については、現地の業務人月（人日）を確認 2) その他の経費については、プロジェクトオフィスから支出するため、契約金額には含めない。
		(3) 国内関連費	1) ベトナム側カウンターパートの本邦研修及び招聘に係る経費として計上される10,000千円については、証憑書類に基づく精算を行う。 2) 本邦における通訳・翻訳経費として計上される6,000千円については、証憑書類に基づく精算を行う。 3) 上記1)及び2)以外の一般業務費は、国内の業務人月（人日）を確認 4) 成果品作成費：数量確認なし
		(4) 機材購入費	当機構では本項目の支出を想定していない。
		(5) 再委託費	当機構では本項目の支出を想定していない。
		2. 直接人件費	現地及び国内の業務人月（人日）を確認
	3. その他原価	業務総人月（通訳団員以外）を確認	
II. 一般管理費等	業務総人月（通訳団員以外）を確認		

### 2. 請求金額確定の方法

#### (1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定（精算）報告書（別紙参照）を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

##### 1) 数量の確認が必要な金額の確定

経費確定（精算）報告書に「業務実施工程計画・実績対比表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月（現地／国内）及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

航空賃	「業務実施工程計画・実績対比表」にて、渡航回数を確認。 個別の渡航に係る航空賃の詳細を確認するのではなく、エコノミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回数のみを確認し、契約書に記載された単位を乗じた
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

第5 業務完了時の数量確認等について

	金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された渡航回数を上限とします。
現地関連費	「業務実施工程計画・実績対比表」にて、現地業務人月を確認。 「コンサルタント業務従事月報」も参考に、現地の業務人月を確認し、契約書に記載された現地関連費単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された業務人月を上限とします。
直接人件費	「業務実施工程計画・実績対比表」にて、業務人月（人日）を確認。 「コンサルタント業務従事月報」も参考に、現地及び国内の業務人月（人日）を確認し、契約書に記載された人件費単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された業務人月（人日）を上限とします。
その他原価	「業務実施工程計画・実績対比表」にて、業務総人月を確認。 直接人件費と同様に、現地及び国内の業務人月を確認した上で「対象経費」を確認し、契約書に記載された比率を乗じた金額を確定金額とします。
一般管理費等	「業務実施工程計画・実績対比表」にて、業務総人月を確認。 「その他原価」に同じ。

なお、業務人月が契約時点で想定されている数量に達していない場合は、契約金額内訳として設定している単価を用い、実際の数量を乗ずることにより、精算金額とすることとします。

2) 数量の確認が不要な金額の確定

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

3. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

以 上

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 殿

受注者住所  
受注者名

印

### 経費確定（精算）報告書

下記契約（平成 年 月 日付変更契約）の業務が完了しましたので、業務実施契約書第3条及び業務実施契約約款第13条に基づき別紙のとおり経費確定（精算）報告書を提出いたします。検査の上、請求金額の確定につきよろしくお願い致します。  
なお、本報告書における報告内容は事実と相違ないことをあわせて報告致します。

#### 記

1. 業務名称：
2. 対象国名：
3. 履行期間： 平成 年 月 日 から  
平成 年 月 日 まで
4. 契約金額： 円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

## 第6 契約書（案）

## 業務実施契約書

1	業務名称	ホーチミン国家政治行政学院公務員研修実施能力強化支援プロジェクト（公共政策大学院プログラム策定支援）			
2	対象国名	ベトナム国			
3	履行期間	平成	年	月	日から
		平成	年	月	日まで
4	契約金額	円			
		（内 消費税及び地方消費税の合計額		円）	

頭書業務の実施について、発注者 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 理事名を記載（以下「発注者」という。）と受注者 受注者名を記載（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（ただし、本契約書本体第3条により変更される部分を除く。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- （5）附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

## （監督職員等）

第2条 業務実施契約約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：産業開発・公共政策部 行財政・金融課 課長
- （2）分任監督職員：ベトナム事務所 次長

## （業務実施契約約款の変更）

第3条 本契約においては、業務実施契約約款のうち、次に掲げる条項については、同約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第13条 検査及び引渡し

第1項において、「契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）」を「経費確定（精算）報告書（以下、「経費報告書」という。）」に変更する。

また、「ただし、精算報告書については、発注者の了解を得た上で、履行期限後30日まで提出期限を延期することができる。」を「ただし、経費報告書については、発注者の了解を得た上で、履行期限後30日まで提出期限を延期す

ることができる。」に変更する。

(2) 第14条 契約金額の精算

ア) 第1項において、「精算報告書」を「経費報告書」に変更する。

イ) 第1項において、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。

ウ) 第2項から第4項を削除し、第2項として、「発注者は、第1項の経費報告書及び必要な証拠書類一式を検査の上、発注者が支払うべき額を確定し(以下「確定金額」という。)、これを受注者に通知しなければならない。」を挿入する。(3) 第15条 支払

第1項において、「前条第3項の規定による確定金額」を「前条第2項の規定による確定金額」に変更する。

(共通仕様書の変更)

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(6) JICAコンサルタント契約 精算の手引き(2013年1月改定)」を削除する。

(2) 第26条 契約金額精算報告書

本条を削除する。

(3) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

平成 年 月 日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容につきましては、こちらのサイトをご参照下さい。  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00000ugt15-att/ind\\_cont\\_yakkan.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00000ugt15-att/ind_cont_yakkan.pdf)
- 

[附属書Ⅰ]

## 共通仕様書

- ※ 内容につきましては、こちらのサイトをご参照下さい。  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00000ugt15-att/ind\\_attach01a.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00000ugt15-att/ind_attach01a.pdf)
- 

[附属書Ⅱ]

## 特記仕様書

- ※ 内容につきましては、「第2 仕様書 Ⅱ. 特記仕様書」をご参照下さい。

[附属書Ⅲ]

## 契約金額内訳書

## 契約金額 円

---

I	業務原価	円
	1 直接経費	円
	(1) 旅費（航空賃/ビジネスクラス）	円
	(2) 旅費（航空賃/エコノミークラス）	円
	(3) 現地関連費	
	1) 旅費（日当、宿泊料等）	円
	(4) 国内関連費	
	1) 成果品作成費	円
	2) 一般業務費	円
	2 直接人件費	円
	3 その他原価	円
II	一般管理費等	円
III	小計	円
	消費税及び地方消費税の合計額 （法令により定められた税率により算出）	円
IV	合計	円

[附属書Ⅲ]

## 契約金額内訳書(構成)

I 業務原価				
1 直接経費				
	内 訳	単 価(円)	数 量	金 額(円)
	(1) 旅費(航空賃/ビジネスクラス)		往復	
	(2) 旅費(航空賃/エコノミークラス)		往復	
	(3) 現地関連費			
	1) 旅費(日当、宿泊料等)		人月	
	(4) 国内関連費			
	1) 成果品作成費			
	2) 一般業務費(国内支出分)			
	小 計			
2 直接人件費				
	内 訳	単 価(円)	数 量	金 額(円)
	現地作業及び国内作業		人月	
3 その他原価				
	算 出 方 法			金 額(円)
小 計(1~3)				
II 一般管理費等				
	算 出 方 法			金 額(円)
III 小 計 (I + II)				
消費税及び地方消費税の合計額(法令により定められた税率により算出)				
IV 合 計				

[附属書Ⅳ]

業務従事者名簿

氏名	担当業務	所属先	格付	最終学歴	卒業年月
□原 ×子	交差点設計	新宿プランニング	2号	〇〇工業大学卒 △△△大学院修了	19**年3月 200*年9月
○山 △男	交通計画Ⅱ	麴町設計	4号	〇〇工業高校卒	197*年3月

注) 業務従事者の最終学歴(卒業年月)が大学院卒以上の場合、大学学歴と大学卒業年月も併せて記載願います。

# 別添様式集

## 第1 入札に関する様式

1. 各種書類受領書（別添様式 1 - 1）
2. 入札書（別添様式 1 - 2）
3. 委任状（別添様式 1 - 3）
4. 入札金額内訳書（別添様式 1 - 4）
5. 入札金額内訳（別添様式 1 - 5）

## 第2 技術提案書作成要領に関する様式

1. 技術提案書頭紙（別添様式 2 - 1）
2. 技術提案書表紙（別添様式 2 - 2）
3. 様式 - 1（類似業務の経験）（別添様式 2 - 3）
4. 様式 - 2（作業計画）（別添様式 2 - 4）
5. 様式 - 3（要員計画）（別添様式 2 - 5）
6. 様式 - 4（業務従事者毎の分担業務内容）（別添様式 2 - 6）
7. 様式 - 5（業務主任者の経歴）（別添様式 2 - 7）
8. 様式 - 6（評価対象業務従事者の経歴）（別添様式 2 - 8）

(別添様式 1 - 1)

## 各種書類受領書

本紙にご記入の上、2部をご持参願います。受領印を押印して戻しますので、必要性が無くなるまで保管願います。  
 (例：請求書の場合は、請求金額が振り込まれる迄)

※太枠内にご記入願います

貴社名			
ご持参者名		TEL	
案件名			
提出書類	必要記入事項		
■プロポーザル 見積書	■業務実施契約 □業務実施契約(単独型)		
	公示日		部数
	公示番号		部数
	プロポーザル (技術提案書)	正部、写部	
	入札書	正1部	
<input type="checkbox"/> 辞退書			
<input type="checkbox"/> 最終見積書			
<input type="checkbox"/> 契約書(案)			
<input type="checkbox"/> 関連データ表			
<input type="checkbox"/> 契約書(2部)			
業務実施契約	<input type="checkbox"/> 精算報告書	提出ファイル数：	冊
	<input type="checkbox"/> 請求書		
業務実施契約 (単独型)	<input type="checkbox"/> 精算報告書	提出ファイル数：	冊
	<input type="checkbox"/> 請求書		
<input type="checkbox"/> その他	提出書類：		

上記書類を受領いたしました。

独立行政法人国際協力機構 調達部  
 契約第一課・第二課・第三課

JICA 受領印
( 年 月 日 )

(別添様式 1 - 2)

## 入札書

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
 契約担当役  
 理事 殿

住所

商号／名称

印

代表者役職・氏名

印

ベトナム国ホーチミン国家政治行政学院公務員研修実施能力  
 強化支援プロジェクト（公共政策大学院プログラム策定支援）  
 （一般競争入札（総合評価落札方式））

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の  
 うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金							0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

- \* 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税は加算しないこと。
- \* 金額は千円単位として下さい。
- \* 上記金額は、ベトナム側カウンターパートの本邦研修及び招聘に係る費用 10,000 千円及び翻訳費 6,000 千円を含むものとします。

以上

(別添様式 1 - 3)

## 委任状

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 殿

住所  
商号／名称 ⑩  
代表者役職・氏名 ⑩

私は、弊社社員 ⑩ を代理人と定め、下記の事項を委任  
します。

### 委任事項

1. 「〇〇〇国（案件名）」について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に行なわれる  
貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限
2. その他上記に関する一切の権限

以上

入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。

(別添様式 1 - 4)

## 入札金額内訳書

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 殿

住所  
商号／名称  
代表者役職・氏名

印

件名： &lt; 業 務 名 称 &gt;

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている事項を了承のうえ、下記のとおり見積ります。

<u>総額</u>		円
I	業務原価	円
	1 直接経費	円
	(1) 航空賃	円
	(2) 現地関連費	円
	1) 旅費（日当、宿泊料等）	円
	(3) 国内関連費	円
	1) 成果品作成費	円
	2) 一般業務費（国内支出分）	円
	2 直接人件費	円
	3 その他原価	円
II	一般管理費等	円
III	小計	円
	消費税及び地方消費税の合計金額（法令により定められた税率により算出）	円
IV	合計	円

(別添様式 1 - 5)

I 業務原価  円1. 直接費  円(1) 旅費 (航空賃)  円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
ベースライン調査等 の指導 <sup>注)</sup>	C/Y	30		
小 計				

注) ベースライン調査指導、シラバス・教材作成指導、模擬授業指導等に係る現地研修のための業務として、業務従事者の担当業務を確定せず、「ベースライン調査等の指導」との担当業務名で、30回の渡航に係る航空賃を計上して下さい。

(別添様式 1-5)

(2) 現地関連費  円1) 旅費 (日当、宿泊料等)  円

担当業務	格付 (号)	滞在費				内国旅費 (円)	金額 (円)
		日当 (円)		宿泊費 (円)			
		×	=		×	=	
ベースライン調査等 の指導 <sup>注)</sup>							
合 計							0

注) ベースライン調査指導、シラパス・教材作成指導、模擬授業指導等に係る現地研修のための業務として、業務従事者の担当業務を確定せず、「ベースライン調査等の指導」との担当業務名で、30回 (1回当たり5泊6日) の渡航に係る日当・宿泊料等を計上して下さい。

(別添様式 1 - 5)

## (3) 国内関連費

 円

## 1) 成果品作成費

 円

費目	内訳	単価(円)	数量	金額(円)	備考
合計					

## 2) 一般業務費(国内支出分)

 円

費目	内訳	単価(円)	数量	金額(円)	備考
ベトナム側カウンターパートの本邦研修及び招聘に係る費用	一式			10,000,000	
翻訳費	一式			6,000,000	
合計					

(別添様式 1 - 5)

2. 直接人件費  円

## (1) 現地作業

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	現地作業	
			作業人月	金額 (円)
ベースライン調査等 の指導 <sup>注)</sup>				
小 計				

注) ベースライン調査指導、シラバス・教材作成指導、模擬授業指導等に係る現地研修のための業務として、6.0M/M分の直接人件費を計上して下さい。この部分は、業務従事者の担当業務を確定せず、「ベースライン調査等の指導」との担当業務名で、6.0M/M分の直接人件費を計上して下さい。

## (2) 国内作業

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	国内作業	
			作業人月	金額 (円)
ベースライン調査等 の指導 <sup>注)</sup>				
小 計				

注) ベースライン調査指導、シラバス・教材作成指導、模擬授業指導等に係る現地研修のための業務として、必要な事前準備・事後整理のための国内作業の直接人件費を計上して下さい。この部分は、業務従事者の担当業務を確定せず、「ベースライン調査等の指導」との担当業務名で、事前準備・事後整理に必要と考える直接人件費を計上して下さい。

(別添様式 1 - 5)

3. その他原価  円

直接人件費  
 円 ×  % =  円

II 一般管理費等  円

(直接人件費+その他原価)  
 円 ×  % =  円

(別添様式 2 - 1)

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 殿

《整理番号》  
《コンサルタント等の名称》  
《代表者名》 印

## 〇〇〇国《案件名》に係る技術提案書等の提出について

標記業務に係る技術提案書等を下記のとおり提出いたします。

### 記

技術提案書	正	1	部
	写		部
入札書		1	通

以 上

(別添様式 2 - 2)

# 独立行政法人国際協力機構

〇〇〇国 《案件名》

## 技術提案書

年 月

整理番号

コンサルタント等の名称

担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
e-mail アドレス :
緊急連絡先 :



(別添様式 2 - 3 ②)

様式 - 1 (その 2)

類似業務の経験

業	務	名	_____	
国		名	_____	
発	注	者	名	_____
発注の種類 (元請、共同、下請別)				_____
契	約	金	額	_____
契	約	期	間	_____

業務内容







(別添様式 2 - 7)

様式 - 5

## 業務主任者等経歴書

氏 名	
生 年 月 日	
最 終 学 歴	
取 得 資 格	
職 歴	
主要プロジェクト経歴	
著 書 、 研 究 等	

## (別添様式2-8①)

様式-6 (その1)

## 評価対象業務従事者経歴書

案件名	国						写 真 (5cm×4cm)
担当業務	取得学位・資格 (登録番号・取得年月)  ※ 技術士等は部門も明記して下さい。						
氏名							
(ローマ字)							
生年月日 (西暦)							
本籍	都道府県						
外国語	取得資格	自己申告				著書・研究論文等	健康診断結果
	資格名	外国語名	読む	書く	話す	聞く	年 月 日 受診
年 月 取得							
学歴	校名		学部・学科・専攻等				
	高等学校						(西暦) 年 月 卒業・中退
	短大等						(西暦) 年 月 卒業・中退
	大学						(西暦) 年 月 卒業・中退
	大学院						(西暦) 年 月 卒業・中退
現職(※)	採用年月	所属先		部・課・職位		職務内容	
	雇用保険	確認(受理)通知年月日【 】			被保険者番号【 】		
		事業所番号【 】			事業所名略称【 】		
健康保険	被保険者記号-番号【 ー 】			交付日【 年 月 日】			
	保険者番号【 】			保険者名称【 】			
	事業所名称【 】						
職歴	期間(年月～年月)	所属先		部・課・職位		職務内容	
業務等 従事経験	件名	対象国	技術サービスの種類	発注者	担当業務	従事期間 (年月からカ月)	現地作業参加期間 (年月からカ月)
その他の 海外渡航歴	渡航先	期間(年月から何カ月)		目的(留学先等)		内 容	
研修実績	研修先	期間(年月から何カ月)		研修内容			

注1) 現職の欄には、雇用保険あるいは健康保険のいずれかについて明記する。

## (別添様式 2-8②)

様式-6 (その2)

	件名	対象国	技術サービスの種類	発注者	担当業務	従事期間 (年月から カ月)	現地業務 参加期間 (年月から カ月)
	業務等 従事 履歴						

注1) 当該業務に最も類似していると思われる実績(5件以内)をその件名に○印を付けること。また、国際機関からの受注案件については、その件名に◎印をつけること。

注2) 技術サービスの種類としては、以下を参考に記述願います(必ずしも以下に限定する必要はありません)。

基礎調査/マスタープラン調査/フィージビリティ調査/基本設計/詳細設計/施工監理/技術協力プロジェクト/その他

様式-6 (その3)

特記すべき類似業務の経験 (類似職務経験を含む。)

業務従事予定者 (担当業務)	( )
----------------	-----

プロジェクト名

国名

発注者名

契約期間

業務従事期間

業 務 内 容
(1) プロジェクトの背景と全体業務概要
(2) 担当事項
(3) 本件業務との類似性・関連性

(注) 業務従事予定者 1 名につき 3 件までとしてください。